

計画事業番号	00148	事務事業名	重度心身障がい者等 通院交通費助成事業	担当部署	保健福祉部保険年金課	電話	663
--------	-------	-------	------------------------	------	------------	----	-----

## 【基本情報】

事務区分	■自治事務 □法定受託事務		根拠法令等	北広島市重度心身障がい者等交通費助成要綱			
事務事業開始年度	平成16年度		個別計画等	重度心身障がい者等通院交通費助成事業			
〃 終了予定年度							
ソフト・ハード区分	ソフト事業	会計区分	一般会計	補助単独区分	単独	新規継続区分	継続

## 【事業概要】

1 総合計画体系	(第 1 章) 支えあい健やかに暮らせるまち	
	(第 6 節) 社会保障制度の充実	
	(施策 2 ) 医療援護の推進	
2 対象	①重度心身障がい者医療、ひとり親家庭等医療の児童及び小学校6年生までの子ども医療の受給資格者 ②特定疾病、指定難病、小児慢性特定疾病、特定疾患、及び自立支援などの受給資格者 ③年間の通院交通費が12,000円を超える方①～③の全てに該当する方	
3 目的と内容	経済的負担を軽減し、福祉の増進を図るため、通院等に要する費用の一部を助成する。	
4 実施内容 (手段)	27年度まで	・利用した交通機関等の往復運賃及び料金又は往診に要する交通費の相当額で、年間で12,000円を超えた分について、上限額24,000円まで助成する。 ・申請は年1回とし、8月に受付、10月末支給とする。
	28年度	同上

## 【事業の計画・実績】

平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画	実績	計画	計画	計画
心身障がい者等に対する通院交通費の助成	助成者数 45名 助成金額 950,348円	心身障がい者等に対する通院交通費の助成	心身障がい者等に対する通院交通費の助成	心身障がい者等に対する通院交通費の助成

## 【評価結果・評価コメント】

総合判定		平成29年度に向けた具体的な方向性	評価区分
前年度 2次評価	現状継続	現状継続とする。	
1次評価	現状継続	現状継続とする。 引き続き、医療費助成制度受給者へ慢性疾患等治療の通院費用助成により、経済的負担を軽減し福祉の増進を図る。	
2次評価	現状継続	現状継続とする。	

「拡大」  
「現状継続」  
「要検討」  
「見直し」  
「統合」  
「休止・廃止」  
「終了」

【事業費の推移】

(単位:千円)

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
決算額、当初予算額又は推進計画額			954	1,082	1,147	1,147
事業額	直接事業費	国支出金	0	0	0	0
		道支出金	0	0	0	0
		地方債	0	0	0	0
		その他特財	0	0	0	0
		一般財源	954	1,082	1,147	1,147
	① 合計		954	1,082	1,147	1,147
	人件費	② 人数(年間)	0.25	0.25	0.25	0.25
		③ 1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
④ =②×③		2,250	2,250	2,250	2,250	
総事業費①+④			3,204	3,332	3,397	3,397

【評価指標】

指標名		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
活動指標	①延べ助成者数	目標値	46	50	50	50
		実績値	45			
	②助成額	目標値	999	1,074	1,074	1,074
		実績値	951			
③	目標値					
④	実績値					
成果指標	①一人当たり助成額	目標値	21,717	21,480	21,480	21,480
		実績値	21,133			
	②	目標値				
		【指標の定義(算式等)】	実績値			
③	目標値					
	【指標の定義(算式等)】	実績値				

【評価項目】

チェック項目	評点	コメント
妥当性 ・税金を使って行うこと(補助すること)が妥当ですか？ ・上位の施策への貢献度は大きいですか？ ・特定の団体の利益に偏っていませんか？ 【評点欄】3妥当、2どちらかという妥当、1妥当でない 【コメント欄】理由を記入	2	本事業は医療費助成受給者のうち、慢性疾患による通院にかかる交通費の一部を助成するため、対象者は少ないが、交通費の負担が大きくなる受給者の経済的負担を軽減する市独自制度として福祉の増進に寄与し妥当性のあるものである。
達成度 ・計画どおりに成果があがっていますか？ 【評点欄】3あがっている、2どちらかといえばあがっている、1あがっていない 【コメント欄】理由を記入	2	慢性的疾患により定期的かつ、特定の医療機関に通院が必要となる受給者にとって交通費の負担も大きいことから、その一部を助成することは、医療費助成受給者の経済的負担の軽減が図られている。
成果向上 ・成果が現状よりも向上する可能性がありますか？ 【評点欄】3余地なし、2余地あり、1余地大きい 【コメント欄】成果を向上させるための方策、代替策を記入	2	慢性的疾患を持つ方の経済的負担の軽減のためには、医療を取り巻く社会情勢や当市の障がい者福祉施策を見据えて、助成を継続していくことが必要となる。
経済性 ・現在の成果を落とさずにコスト(予算・所要時間等)を削減するための方法はありませんか？ 【評点欄】3余地なし、2余地あり、1余地大きい 【コメント欄】コストを削減するための方策、補助金の減額・削減について具体的に検討し、検討内容を具体的に記入	3	助成対象金額を一定額以上とし、助成額に上限額を定めていくことで、受益者負担の適正化が図られている。また、申請回数を年1回としていることで、対象者の事務的負担の軽減及び業務の効率化が図られている。

【法律で実施が義務付けられている事務事業か】	<input type="checkbox"/> 法律の義務付けあり <input checked="" type="checkbox"/> 法律の義務付けなし
【民間活力の活用性評価】 (事業担当部局が評価)	<input type="checkbox"/> 民間等での実施または市民等との協働が可能である。 <input checked="" type="checkbox"/> 民間等での実施または市民等との協働の可能性はない。